

自転車も 2026年4月1日
交通反則通告制度開始



自転車NEWS
交通反則通告制度対象の違反編

警視庁交通部

警視庁ホームページ
【自転車の交通安全】

※自転車の運転者（16歳未満の者を除く）がした
一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。



青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

信号無視

6,000円

点滅信号を無視した場合
5,000円

一時不停止

5,000円

右側通行

6,000円

**携帯電話使用等
(保持)**

12,000円

**遮断踏切
立入り**

7,000円

**制動装置
(ブレーキ)不良**

5,000円

※これらの違反は一例になります。

詳しくは
ココをみてヨシ!

警視庁ホームページ
【交通反則通告制度】



©くまみね

**重大な違反※をしたとき又は交通事故
を起こしたときは、刑事手続(赤切符)
で検挙されます。**

※ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、
携帯電話使用等(交通の危険)

さらに!

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

